

第三管区海上保安本部公示 48 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 9 月 30 日公示第 42 号について、期間延長にともない、これを取り消す。

令和 6 年 10 月 29 日

第三管区海上保安本部長（公印省略）

鹿 島 港 の 水 路 測 量

- 1 測量計画者 国土交通省関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所
茨城県鹿嶋市粟生 2254
第三管区海上保安本部
神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番
- 2 測量実施者 三洋テクノマリン株式会社
東京都中央区日本橋堀留町 1-3-17
- 3 測量期間 令和 6 年 10 月 1 日から
令和 6 年 11 月 30 日までのうち 1 日間
- 4 測量区域 鹿島港外港地区（別添付図のとおり）
- 5 実施方法 作業船による水深調査及び底質調査
- 6 その他 イ 水路測量を行っている船舶は、水路業務法第 17 条に基づく水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。
ロ 三管区水路通報により周知する。

